

児童入所施設等措置費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第50条第7号から第8号までに規定する費用（以下「措置費」という。）の支弁について、必要な事項を定めるものとする。

(支弁の対象)

第2条 措置費の支弁を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 別表第1に掲げる施設（以下単に「施設」という。）の長（以下「施設長」という。）

(2) 里親

(3) 法第33条第1項の規定による委託を受けた者

2 措置費の支弁の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号。以下「厚生事務次官通知」という。）第1の1に規定する措置費等

(2) 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号）3（2）に規定する障害児施設措置費

(3) その他市長が必要と認めた経費

(支弁額)

第3条 前条第2項第3号の経費（以下「市加算費」という。）及びそれに対する支弁額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市外の施設及び里親の市加算費は、当該施設を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

2 前項本文の規定は、他の地方公共団体が本市の施設及び里親に対して支払う支弁額についても適用する。

(措置費の請求等)

第4条 施設長（ファミリーホームの長を除く。次項において同じ。）は、四半期分の措置費の概算額を当該四半期の初月の5日までに、精算額を次の四半期分の初月の末日までに、それぞれ市長に措置費の額を確認できる書類を添えて、報告するものとする。ただし、年度の第4四半期の精算額については、翌年度の4月5日までに報告するものとする。

2 施設長は、前項の報告書に記載された各月の概算額を毎月5日までに市長に措置費の額を確認できる書類を添えて、請求するものとする。ただし、8月、11月及び2月における請求額は、当該月の概算額から前四半期の精算額

と概算額の差額を控除し、又は加算した額とする。

3 ファミリーホームの長及び里親は、毎月5日までに、前月の措置費を市長に措置費の額を確認できる書類を添えて、請求するものとする。

(措置児童数)

第5条 施設における措置児童数の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各月初日の措置児童数は、各月1日現在において措置している児童の数とし、各月1日付けの措置について、措置入所は計上し、措置解除及び措置停止は計上しないものとする。

(2) 各月の措置児童数は、在籍児童の延人員とし、措置入所、措置解除又は措置停止を行った日は、延人員に計上するものとする。ただし、通園施設において措置を停止した日は、延人員に計上しないものとする。

(3) 同日付けによる措置変更は、入所した施設において延人員に計上するものとする。

(4) 措置停止中の児童は、措置費の支弁の対象としない。

(届出事項)

第6条 施設長は、職員に異動があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の児童入所施設等措置費支弁要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

- 1 乳児院
- 2 児童養護施設
- 3 障害児入所施設
- 4 障害児通所支援を提供する児童発達支援センターその他の施設又は指定医療機関
- 5 児童心理治療施設
- 6 児童自立支援施設
- 7 自立援助ホーム
- 8 ファミリーホーム
- 9 助産施設

別表第2（第3条関係）

1 乳児院

費目	経費の使途	算式
一般生活費	日常生活に必要な経常的諸経費	3,000円×各月初日の措置児童数
乳児緊急一時保護強化費	事務費	3,500円×措置定員を超えて一時保護した延べ日数
被虐待児等受入加算費	児童を支援するための職員の人件費及び日常生活に必要な経常的諸経費	15,500円×各月初日の措置児童数（児童相談所長が被虐待児、発達障害児又は病虚弱児と認定して3年以内の児童（厚生事務次官通知に規定する被虐待児等受入加算費の費目に係る国庫負担金の対象となる児童を除く。）に限る。）

2 児童養護施設

費目	経費の用途	算式
一般生活費	日常生活に必要な経常的諸経費	3,000円×各月初日の措置児童数
被虐待児等受入加算費	児童を支援するための職員の人件費及び日常生活に必要な経常的諸経費	15,500円×各月初日の措置児童数（児童相談所長が被虐待児又は発達障害児と認定して3年以内の児童（厚生事務次官通知に規定する被虐待児等受入加算費の費目に係る国庫負担金の対象となる児童を除く。）に限る。）
教育費	義務教育諸学校等の教育に係る諸経費	小学校 1,000円×各月の措置児童数 中学校 3,000円×各月の措置児童数 特別支援学校の高等部 1,800円×各月の措置児童数
特別育成費	高校教育に係る諸経費	公立高校 4,000円×在学児童数 私立高校 9,500円×在学児童数 私立高校における入学時納付金（寄付金を除く。） 実費
就職支度費	就職時に必要な諸経費	28,000円×各月の就職による措置解除児童数（就職時に新たに住居を賃借した際にかかる経費 実費。ただし、12万円を限度とする。）

大学進学等自立生活支度費	進学時に必要な諸経費	28,000円×各月の大学等進学による措置解除児童数（進学時に新たに住居を賃借した際にかかる経費 実費。ただし、12万円を限度とし、同一児童につき就職支度費が支給された場合は支給しない。）
学校外活動費	学校外の活動に係る経費	実費。ただし、次の各学校の区分ごとの算定方法による額を限度とする。 小学校及び中学校 8,000円×各月初日在籍の月数 特別支援学校の高等部及び高校 5,000円×各月初日在籍の月数
小規模グループケア推進加算費	児童を支援するための職員の人件費及び諸経費	別に定める額×対象グループ数×各月初日の施設における本市の定員

3 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

費目	経費の用途	算式
重症心身障害児特別加算	運営費	重症児 104,000円×各月初日の重症児措置数 超重症児及び準超重症児 130,000円×各月初日の超重症児及び準超重症児の措置数の合計

4 自立援助ホーム

費目	経費の使途	算式
一般生活費	日常生活に必要な経常的諸経費	3,000円×各月初日の措置児童数 月途中で委託又は解除の措置があった場合は、前記の算式にかかわらず、100円×各月の措置児童数とする。
特別育成費	高校教育に係る諸経費	公立高校 4,000円×在学児童数 私立高校 9,500円×在学児童数

5 ファミリーホーム及び里親

費目	経費の使途	算式
生活諸費	日常生活に必要な経常的諸経費	2,550円×各月初日の措置児童数（月途中で委託を受け、又は解除した児童については85円×延べ日数）
期末一時扶助費	年末における被服等の購入費	250円×12月初日の措置児童数
採暖費	暖房費	700円×各月初日の措置児童数（11月から翌年の3月までの期間に限る。）
赤痢予防対策費	赤痢予防のための検便代	帰宅訓練等の実施に伴い行われる年2回の検便代 実費
教育費	義務教育諸学校等の教育に係る諸経費	小学校 416円×各月の措置児童数 中学校及び特別支援学校の高等部 833円×各月の措置児童数 見学旅行費及び夏季等特別行事費のうち厚生事務次官通知に規定する単価を超える部分 実費 社会見学費 実費 卒業アルバム代 実費

入進学支度金	学用品等購入費	小学校 4,000円×小学校に入学する措置児童数 中学校 3,000円×中学校に入学する措置児童数 特別支援学校の高等部 30,000円×特別支援学校の高等部に入学する措置児童数
高学年児特別夜食費	夜間勉強用夜食代	1,500円×各月初日における中学生以上の措置児童数
新規委託児童学用品費	学用品購入費	10,000円×各月における新規の措置児童数（義務教育就学児童に限る。）
行事参加交通費	交通費	あすなる交歓会、幼児運動会、作品展等の行事に参加する児童の交通費 実費
特別育成費	高校教育に係る諸経費	公立高校 2,500円×在学児童数 入学時納付金 30,000円×入学児童数 私立高校 9,500円×在学児童数 入学時納付金（寄付金を除く。） 実費
就職支度費	就職時に必要な諸経費	28,000円×各月の就職による措置解除児童数（就職時に新たに住居を賃借した際にかかる経費 実費。ただし、12万円を限度とする。）
大学進学等自立生活支度費	進学時に必要な諸経費	28,000円×各月の大学等進学による措置解除児童数（進学時に新たに住居を賃借した際にかかる経費 実費。ただし、12万円を限度とし、同一児童につき就職支度費が支給された場合は支給しない。）

学校外活動費	学校外の活動に係る経費	実費。ただし、次の各学校の区分ごとの算定方法による額を限度とする。 小学校及び中学校 8,000円×各月初日在籍の月数 特別支援学校の高等部及び高校 5,000円×各月初日在籍の月数
3歳未満児加算	事務費等	4,500円×各月初日の措置児童数（3歳未満の児童に限る。）
障害児加算（養育里親に限る。）	事務費等	15,000円×各月初日の措置児童数（障害児に限る。）
被虐待児等受入加算費（ファミリーホームに限る。）	児童を支援するための職員の雇用に係る経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	15,500円×各月初日の措置児童数（児童相談所長が被虐待児又は発達障害児と認定して3年以内の児童（厚生事務次官通知に規定する被虐待児等受入加算費の費目に係る国庫負担金の対象となる児童を除く。）に限る。）

6 助産施設

費目	経費の使途	算式
新生児聴覚検査費	新生児の聴覚検査に要する経費	自動聴性脳幹反応検査又は耳音響放射検査 実費。ただし、6,000円を限度とする。
助産施設基本分保護費	新生児の介補に係る経費	新生児介補料のうち厚生事務次官通知に規定する単価を超える部分 実費。ただし、日額1,190円を限度とする。

備考 小規模グループケア推進加算費の支給の対象となる小規模グループの定員は、9人又は10人とする。